

各 位

会 社 名 日 本 伸 銅 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 山 崎 仁 郎
コ ー ド 番 号 5753 (東 証 第 2 部)
問 合 せ 先 管 理 本 部 長 木 本 道 隆
電 話 番 号 072-229-0346 (代 表)

監査等委員会設置会社への移行及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、本年 5月 1日施行の「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)(以下、「改正会社法」といいます。)により創設された監査等委員会設置会社に移行することおよび「定款一部変更の件」を本年 6月26日開催予定の第92期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本件に伴う役員人事につきましては、本日開示の「代表取締役の異動及び役員人事に関するのお知らせ」をご覧ください。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行

(1) 移行の目的

当社は、複数の社外取締役を含む監査等委員である取締役を置くことで、取締役会の監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスの一層の充実を図るため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行したいと存じます。

(2) 移行の時期

本年 6月26日開催予定の第92期定時株主総会において、必要な定款変更についてご承認いただき、監査等委員会設置会社に移行する予定です。

2. 定款の一部変更

(1) 変更の理由

- ① 監査等委員会設置会社への移行に必要な監査等委員及び監査等委員会に関する規則の新設並びに監査役及び監査役会に関する規則の削除等の変更を行うものであります。
- ② 経営基盤の一層の強化と充実を図るため、取締役に役付取締役として、新たに取締役会長及びその分掌を追加するものであります。(変更案第20条第2項及び第21条第2項)
- ③ 業務を行わない取締役が期待される役割を十分に発揮することができるよう、会社法第 427条第1項の責任限定契約に関する規定に基づき、変更案第28条第2項を新設するものであります。なお本定款変更については、各監査役の同意を得ております。
- ④ 上記のほか、所要の文言等の修正を行うものであります。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりあります。

(3) 日程

定款変更のための株主総会開催日（予定） 平成27年 6月26日（金）

定款変更の効力発生日（予定） 平成27年 6月26日（金）

以 上

【別紙】定款変更の内容

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
第1章 総 則	第1章 総 則
第1条～第3条 (条文省略)	第1条～第3条 (現行どおり)
(機関)	(機関)
第4条 当社は、株主総会及び取締役の他、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. <u>監査役</u> 3. <u>監査役会</u> 4. <u>会計監査人</u>	第4条 当社は、株主総会及び取締役の他、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. <u>監査等委員会</u> 3. 会計監査人
第5条 (条文省略)	第5条 (現行どおり)
第2章 株 式	第2章 株 式
第6条～第11条 (条文省略)	第6条～第11条 (現行どおり)
第3章 株主総会	第3章 株主総会
第12条～第17条 (条文省略)	第12条～第17条 (現行どおり)
第4章 取締役及び取締役会	第4章 取締役及び取締役会
(取締役の員数)	(取締役の員数)
第18条 当社の取締役は、10名以内とする。	第18条 当社の取締役は、10名以内とする。 2. <u>当社の取締役のうち監査等委員である取締役は、3名以内とする。</u>
(取締役の選任方法)	(取締役の選任方法)
第19条 取締役は、株主総会において選任する。 2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。	第19条 取締役は、株主総会において選任する。 2. <u>前項の規定による取締役の選任は、監査等委員である取締役とそれ以外とを区別して行う。</u> 3. <u>取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u> 4. <u>取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</u>
(代表取締役及び役付取締役)	(代表取締役及び役付取締役)
第20条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。 2. 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名、取締役副社長及び常務取締役若干名を定めることができる。	第20条 取締役会は、その決議によって <u>監査等委員である取締役以外の取締役の中から</u> 代表取締役を選定する。 2. 取締役会は、その決議によって、 <u>取締役会長及び取締役社長各1名、取締役副社長及び常務取締役各</u> 若干名を定めることができる。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
<p>(役付取締役の分掌)</p> <p>第21条 取締役社長は、取締役会の決議を執行し会社業務の全般を統轄する。</p> <p>2. 取締役副社長は、取締役社長を補佐し会社の日常業務を処理し、取締役社長事故あるときはこれを代行する。</p> <p>3. 常務取締役は、取締役社長及び取締役副社長を補佐して業務を分掌し、上位の取締役事故あるときはこれを代行する。</p>	<p>(役付取締役の分掌)</p> <p>第21条 取締役社長は、取締役会の決議を執行し会社業務の全般を統轄する。</p> <p><u>2. 取締役会長は、会社業務の全般を統轄する。</u></p> <p><u>3. 取締役副社長は、取締役社長を補佐し会社の日常業務を処理し、取締役社長事故あるときはこれを代行する。</u></p> <p><u>4. 常務取締役は、取締役社長及び取締役副社長を補佐して業務を分掌し、上位の取締役事故あるときはこれを代行する。</u></p>
<p>(取締役の任期)</p> <p>第22条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。</p>	<p>(取締役の任期)</p> <p>第22条 <u>監査等委員である取締役以外の</u>取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。</p> <p><u>2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。</u></p> <p><u>3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了までとする。</u></p>
<p>(取締役の報酬等)</p> <p>第23条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(取締役の報酬等)</p> <p>第23条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</p> <p><u>2. 前項に定める取締役の報酬等は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定める。</u></p>
<p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第24条 当会社は取締役会の決議事項について取締役の全員が書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときを除く。</u></p>	<p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第24条 当会社は取締役会の決議事項について取締役の全員が書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p>
<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第25条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し会日より3日前までに発するものとする。ただし緊急のときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p>	<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第25条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し会日より3日前までに発するものとする。ただし緊急のときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p>

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第26条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>第27条 (条文省略)</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第28条 当社は、取締役(取締役であった者を含む)の会社法第423条第1項の損害賠償責任につき、善意かつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</p> <p>(新 設)</p> <p>第5章 監査役及び監査役会</p> <p>(監査役の員数)</p> <p>第29条 当社の監査役は3名以内とする。</p> <p>(監査役の選任方法)</p> <p>第30条 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(常勤の監査役)</p> <p>第31条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。</p>	<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第26条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>第27条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第28条 当社は、取締役(取締役であった者を含む)の会社法第423条第1項の損害賠償責任につき、善意かつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</p> <p><u>2. 当社は、取締役(業務執行取締役等を除く)との間で、取締役(取締役であった者を含む)の会社法第423条第1項の損害賠償責任につき、善意かつ重大な過失がない場合は、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める限度額とする。</u></p> <p>(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第29条 当社は、重要な業務執行の決定の全部または一部を、法令で定められた範囲内で、取締役会の決議により取締役に委任することができる。</p> <p>第5章 監査等委員会</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p>

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
<p><u>2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了するときまでとする。</u></p> <p>(監査役の報酬等)</p> <p><u>第33条 監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第34条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し会日の3日前までに発するものとする。ただし緊急のときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</p> <p>(監査役会の議事録)</p> <p>第35条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</p> <p>(監査役会規則)</p> <p>第36条 監査役会に関する事項については、法令または定款の他、<u>監査役会</u>において定める<u>監査役会規則</u>による。</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第37条 当会社は、<u>監査役(監査役であった者を含む)</u>の会社法第423条第1項の損害賠償責任につき、<u>善意かつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</u></p>	<p>(削 除)</p> <p>(監査等委員会の招集通知)</p> <p>第30条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し会日の3日前までに発するものとする。ただし緊急のときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。</p> <p>(監査等委員会の議事録)</p> <p>第31条 監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印又は電子署名する。</p> <p>(監査等委員会規則)</p> <p>第32条 監査等委員会に関する事項については、法令または定款の他、<u>監査等委員会</u>において定める<u>監査等委員会規則</u>による。</p> <p>(削 除)</p>
<p>第6章 会計監査人</p>	<p>第6章 会計監査人</p>
<p>第38条～第40条 (条文省略)</p>	<p>第33条～第35条 (現行どおり)</p>
<p>第7章 計 算</p>	<p>第7章 計 算</p>
<p>第41条～第44条 (条文省略)</p>	<p>第36条～第39条 (現行どおり)</p>

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
附 則	(削 除)
<u>(株券喪失登録簿)</u>	
第1条 当社の株券喪失登録簿の作成および備置き <u>その他の株券喪失登録簿に関する事務は、株主 名簿管理人に委託し、当社においてはこれを 取扱わない。</u>	(削 除)
<u>(期間)</u>	
第2条 前条および本条は、平成22年 1月 5日まで有 効とし、同日の経過をもって前条および本条を <u>削除する。</u>	(削 除)